

(別紙)

「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の制定等を受けた六ヶ所再処理工場の変更」における一部内容の変更について

2018年9月

日本原燃株式会社

1. はじめに

2013年12月18日に施行された「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「新規制基準」）に適合させるための再処理工場の変更については、安全協定書第4条の規定に基づく青森県及び六ヶ所村の事前了解を得た後の2014年1月7日に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく再処理事業の変更許可申請を行い、現在、安全審査を実施中である。

今般、これまでの安全審査の状況等を踏まえ、以下に示す変更をすることとした。

2. 変更の概要

○外部からの衝撃による損傷の防止

TBP受入れ貯槽及びn-ドデカン受入れ貯槽の地下移設（新設）

主に分離施設において、溶解液からウラン及びプルトニウムを抽出するために用いるTBP（危険物第四類第三石油類）及びTBPの希釈剤として用いるn-ドデカン（危険物第四類第三石油類）については、それぞれ試薬建屋内のTBP受入れ貯槽及びn-ドデカン受入れ貯槽に貯蔵している。

今回、TBP受入れ貯槽及びn-ドデカン受入れ貯槽を、航空機落下による火災の熱影響を受けないように、地下に移設（新設）する。

（TBP受入れ貯槽）

| | 変更前（既設） | 変更後（新設） |
|-------|-------------------|-----------|
| 設置場所 | 試薬建屋内 | 試薬建屋東側 地下 |
| 貯蔵方式 | 屋内タンク貯蔵所 | 地下タンク貯蔵所 |
| 貯槽形式 | 横置円筒形 | 変更なし |
| 容量 | 約18m ³ | 変更なし |
| 耐震クラス | Cクラス | 変更なし |

（n-ドデカン受入れ貯槽）

| | 変更前（既設） | 変更後（新設） |
|-------|-------------------|-----------|
| 設置場所 | 試薬建屋内 | 試薬建屋東側 地下 |
| 貯蔵方式 | 屋内タンク貯蔵所 | 地下タンク貯蔵所 |
| 貯槽形式 | 横置円筒形 | 変更なし |
| 容量 | 約18m ³ | 変更なし |
| 耐震クラス | Cクラス | 変更なし |

TBP受入れ貯槽及びn-ドデカン受入れ貯槽の地下移設（新設）の概要を図-1に示す。

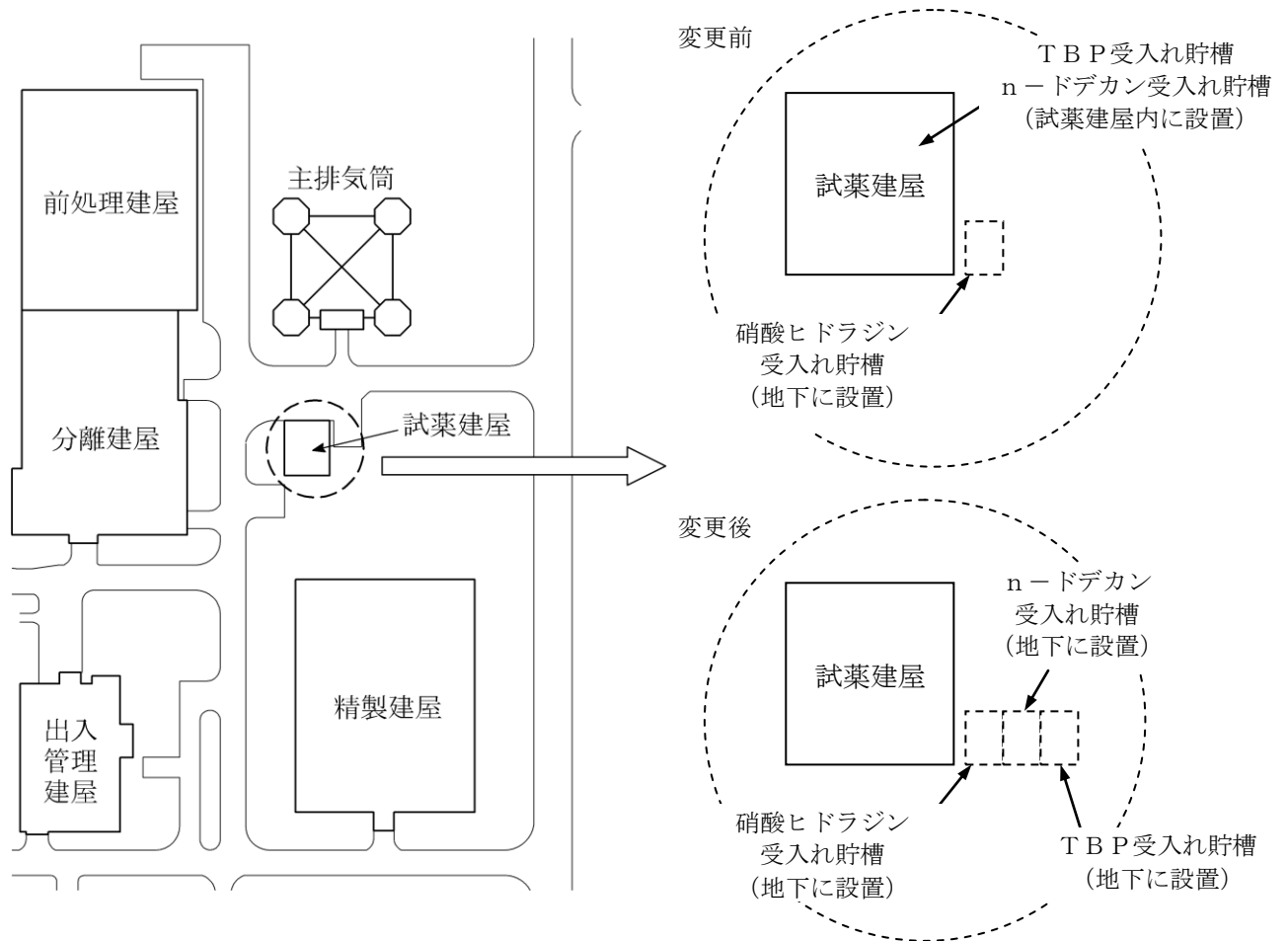


図-1 TBP受入れ貯槽及びn-ドデカン受入れ貯槽の地下移設（新設）の概要

3. 工事計画

各施設に係る工事計画を表-1に示す。

4. 変更に係る安全性

変更に係る施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の関係法令を満足するとともに、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合するようにする。

なお、今回の変更については、「施設の処理能力・貯蔵能力」、「年間の放出管理目標値」及び「被ばく評価」の変更を伴うものではなく、既設備の機能・性能に影響が及ぶものではない。

以上

表－1 工事計画

| 年度 期 項目 | 2018年度 (平成30年度) | | 2019年度 (平成31年度) | | 2020年度 (平成32年度) | | 2021年度 (平成33年度) | |
|--------------------------------------------|--------------------|---------|--------------------|----|--------------------|----|--------------------|----|
| | 上期 | 下期 | 上期 | 下期 | 上期 | 下期 | 上期 | 下期 |
| TBP受入れ 貯槽及びノー ドデカン受入 れ貯槽の地下 移設 | | ▼ 着工 | | | | | ▼ しゅん工 | |

注) 着工は工事の開始、しゅん工は使用前検査の合格の時期を示している。